

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの(増築)

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの(増築)

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの(増築)

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋(

年

月

日

{ (ハ) 新築(増築) }

{ (ニ) 取得 }

)

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
建築年月日	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落
備考	

(注) { } の中及び取得の原因は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

年 月 日

新潟県北蒲原郡聖籠町長